山形県交通安全シンボルマーク

令和８年度

飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動

実施要綱



実施期間　12月11日(金)～ 12月20日(日)

交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動



山形県・山形県交通安全対策協議会

運動の重点

1　飲酒運転の撲滅
2　冬道でのスリップ事故防止及び早めのヘッドライト点灯・ハイビームの積極的活用
3　夕暮れ時からの横断歩行者事故の防止

主唱　山形県交通安全対策協議会

第１　目　　的

冬季は積雪や路面凍結、悪天候による視界不良等から道路環境が著しく悪化し、交通事故が多発する時期である。また、飲酒の機会が多くなり、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから、次の３点を重点として取り組む。

本運動の実施に当たっては、県民一人ひとりに冬道の安全運転と飲酒運転の危険性について周知し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図る。

第２　運動の重点及び推進事項

運動の重点	推　進　事　項
１飲酒運転の撲滅	○ 「飲酒運転をしない、させない、許さない条例」に基づく飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現に向けた取組の推進 ○ 家庭、職場、地域から飲酒運転者を出さない広報啓発 ○ 飲酒会合等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ○ 自転車の飲酒運転防止の広報啓発 ○　業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守
２冬道でのスリップ事故防止及び早めのヘッドライト点灯・ハイビームの積極的活用	○ 冬タイヤへの確実な交換等、冬道装備の徹底 ○ 路面状況に応じた安全運転徹底 ○ 早めのヘッドライト点灯とハイビームへのこまめな切り替え （※ロービームは40m先までしか照射できないがハイビームは100m先まで照射可能） ○ 地吹雪や濃霧等、悪天候や視界不良時の積極的な昼間ライト点灯 ○ 道路の積雪や凍結時は自転車乗車を控えるなど、自転車の安全利用の徹底
３夕暮れ時からの横断歩行者事故の防止	○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底 ○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断の禁止、信号に従うなどの歩行者の交通ルール遵守の徹底と歩きスマホの危険性の周知 ○ 夕暮れ時における車も自転車も早めのライト点灯の促進 （歩行者等に車両の存在を知らせる。） ○ 夕方からの外出時におけるライト、明るい目立つ色の衣服等と反射材用品着用の徹底 （車等に歩行者の存在を知らせる。）

第３　各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推　進　事　項
全機関・団体 （共通） （県・地区・市町村交対協を含む。）	○ 反射材用品の視認効果等の周知と自発的な着用を促すための取組の推進 ○ 早めのヘッドライト点灯とハイビームへのこまめな切り替えの呼び掛けの徹底 ○ 横断時の意思表示と停止したドライバーに謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」の推進 ○ 道路を横断しようとする横断者がいるときは、しっかり停止し、安全に横断させるルール遵守の呼び掛けの徹底 ○ 踏切直前での一時停止による安全確認の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 自転車ヘルメットの着用促進と交通ルール遵守の徹底 ○ 交通安全に係る広報活動の実施(チラシ、庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等) ○ 職場、家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 飲食店、酒販店を含む地域全体での飲酒運転撲滅運動の促進 ○ 凍結等の危険な路面状況では自転車乗車を控えるなど安全な利用の促進 ○ 路面状況の把握と融雪剤の散布（県・市町村） ○ 生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられたこと及び「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発
警　　察	○ 飲酒運転、横断歩行者等妨害等違反、一時不停止違反等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する交通指導取締りの強化 ○ 自転車の飲酒運転及びながらスマホの禁止の啓発・指導取締り ○ 道路横断時における交通事故防止対策の推進 ○ 道路管理者と連携した道路情報の提供
教育委員会 幼稚園、保育園 小・中・高等学校 ＰＴＡ	○ 安全な横断と夕暮れ時以降における歩行者及び自転車の反射材用品着用等の指導 ○ 冬季間における自転車の安全利用と交通ルールの指導 ○ 自転車点検整備の推進と自転車ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及び着用効果の啓発・指導 ○ 冬季間における通学路等の安全点検及び登下校時における街頭指導 ○ 冬季の積雪、路面凍結等における安全な道路横断や歩行の具体的な指導

道路管理者	○ 冬季の道路状況に応じたパトロールの実施強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備 ○ 適切な除雪による歩行者及び車両の安全・円滑な通行環境の確保
山形運輸支局	○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山形労働局	○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底
交通安全協会	○ 自転車安全利用五則の周知徹底、バイク・自転車利用のこどもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 反射材用品の普及促進及び「冬道の安全運転５則」の啓発活動 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安全運転管理者協会	○ 「冬道の安全運転５則」の啓発活動 ○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管ドライバー四つの確認行動の遵守 ○ 早めのヘッドライト点灯とハイビーム積極活用の推進
指定自動車教習所協会	○ 教習生に対する「思いやりの心」を基調とする交通安全教育の徹底 ○ 「冬道の安全運転５則」と高齢者の横断歩行中の交通事故防止の啓発指導 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
ＪＲ東日本踏切道事故防止関係団体	○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い、踏切内に閉じ込められた時の脱出方法等）の周知徹底
トラック協会 バス協会 ハイヤー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	○ 「冬道の安全運転５則」の啓発指導 ○ プロドライバー等による横断歩行者保護規定を遵守した模範運転の実践 ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼び掛け）
二輪車普及安全協会	○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サイクリング協会 自転車軽自動車商協同組合	○ 自転車利用時の交通ルールの普及及び反射材用品等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進、ＴＳマーク貼付(ＴＳマーク(赤)の補償内容－傷害補償:入院15日以上10万円、死亡･重度障害100万円、被害者見舞金:入院15日以上10万円、賠償責任補償:死亡･重度後遺障害1億円)
交通安全母の会	○ 冬道の安全運転や飲酒運転撲滅等を話題とする「交通安全家族会議」開催の推進 ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進
老人クラブ	○ 夕暮れ時・夜間における「明るい目立つ色の衣服」、「反射材用品」の着用促進運動の推進 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼び掛けの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行
旅館、麺類飲食、料理飲食、鮨商、社交、喫茶各生活衛生同業組合、小売酒販組合連合会、酒造組合	○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼び掛けの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等)の促進



冬道の安全運転５則

① スピードは、夏場より１０キロ以上減速する。
② 車間距離は、路面乾燥時の２倍以上とする。
③ 急加速、急ブレーキ、急ハンドル等の急激な操作を避ける。
④ 視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
⑤ 危険がいっぱい。追越しはしない。

第４　活動強化の日

交通安全街頭指導強化の日：１２月１１日（金）・１８日（金）

第５　実施機関・団体

山形県会
山形県議会
山形県教育委員会
山形県警察
各市町
山形県市長
山形県町村
山形地方裁判所
山形地方検察庁
山形労働局
国土交通省山形河川国道事務所
国土交通省酒田河川国道事務所
東北運輸局山形運輸支局
自動車事故対策機構山形支所
軽自動車検査協会山形事務所
山形県交通安全協会
山形県安全運転管理者協会
山形県交通安全母の会連合会
山形県高速道路交通安全協議会
山形県指定自動車教習所協会
自動車安全運転センター山形県事務所
山形県道路利用者会議
山形県軽自動車協会
山形県自動車団体連合会
山形県二輪車普及安全協会
東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所
東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所
山形県自家用自動車協会
山形県自動車販売店協会
山形県トラック協会
山形県バス協会
山形県ハイヤー協会
山形個人タクシー協同組合
山形県レンタカー協会
山形県サイクリング協会会
山形県地域交通安全活動推進委員連絡協議会
山形県踏切道事故防止対策委員会議
山形県暴走族対策会
山形県自転車軽自動車商協同組合
山形県自動車整備振興会
山形県中古自動車販売協会部
日本自動車連盟山形支店
東日本旅客鉄道株式会社山形支局
ＮＨＫ山形放送局
山形放送
山形テレビ
テレビユー山形
さくらんぼテレビジョン
山形新聞社
朝日新聞山形総局
毎日新聞社山形支局
読売新聞社山形支局
日本経済新聞社山形支局
産経新聞山形支局
河北新報社山形総局
共同通信社山形支局
時事通信社山形支局
荘内日報社山形支局
山形県ＰＴＡ連合会
山形県高等学校ＰＴＡ連合会
山形県連合小学校校長会
山形県中学校校長会
山形県高等学校長会
山形県特別支援学校長会
山形県私立中学高等学校協会
山形県私立幼稚園・認定こども園協会
山形県保育協議会
全国共済農業協同組合連合会山形県本部
山形県農業協同組合中央会
山形県農機協会
山形県商工会議所連合会
山形県商工会連合会
山形県中小企業団体中央会
日本青年会議所山形ブロック協議会
山形県連合青年団
国際ロータリー第２８００地区
ライオンズクラブ国際協会３３２－Ｅ地区会
山形県建設業協会
山形県木材産業協同組合
山形県左官業組合連合会
山形県骨材工業組合
山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
山形県料理飲食業生活衛生同業組合
山形県社交飲食業生活衛生同業組合
山形県麺類飲食生活衛生同業組合
山形県喫茶飲食生活衛生同業組合
山形県鮨商生活衛生同業組合
山形県酒造組合
山形県小売酒販組合連合会
山形県社会福祉協議会
山形県身体障害者福祉協会
山形県身体障害者交通安全友の会
山形県老人クラブ連合会
山形県石油商業組合
山形県青少年育成県民会議
山形県婦人連合
山形県警友会連合会
山形県警備業協会
山形県弁護士会
山形県医師会
日本赤十字社山形県支部
山形県労働基準協会連合会
山形県消防協会
(以上　103機関・団体)

＝ ご活用ください ＝

●反射材用品効用体験「反射視認暗室テント」の貸出し

反射材用品の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

●展示用自転車ヘルメットの貸出し

自転車ヘルメットの貸出しをしています。

●交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、交通安全危険予測シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教室を開催しています。また、シミュレータを使用しない講座の対応も可能です。

お問合せ先　山形県交通安全対策協議会(山形県消費生活・地域安全課内)　TEL　０２３－６３０－２１９６

●交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。

〔相談所〕

名称・場所	受付時間
山形県交通事故相談所（山形県庁内） TEL　０２３－６３０－３０４７(直通)	月曜日 ～金曜日 9:00～16:00
山形県交通事故相談所支所（庄内総合支庁内） TEL　０２３５－６６－５４５２(直通)	

■交通安全教育機器のご案内

県警察では、「ゆとり号」、「動画ＫＹＴ」による安全運転指導や「わた郎君」、「交通安全危険予測シミュレータ」による安全歩行アドバイスをしています。

お問合せ先　警察本部交通企画課　TEL　０２３－６２６－０１１０
最寄りの警察署

■安全運転相談

県警察では、運転に不安を感じている高齢ドライバーやその家族からの相談に対応しています。

安全運転相談ダイヤル「＃８０８０」に電話してください。

◎高齢者ドライバーズ・クリニックの開催、自転車シミュレータなどの貸出し

高齢者が自身の身体機能をチェックできるクリニックを開催しています。

交通ルールやマナーを学べる自転車シミュレータ、各種交通安全教育向けのＤＶＤ及び酒酔い状態の危険性を体験する「酒酔い体験ゴーグル」などの貸出しをしています。

高齢者交通安全講習会、自転車や原付バイクの安全運転講習会、高齢者やこどもの自転車大会、二輪車大会を開催しています。

お問合せ先　一般財団法人山形県交通安全協会　TEL　０２３－６５５－５３２０